

情報公開条例を制定

14年10月から施行

開かれた行政・知る権利

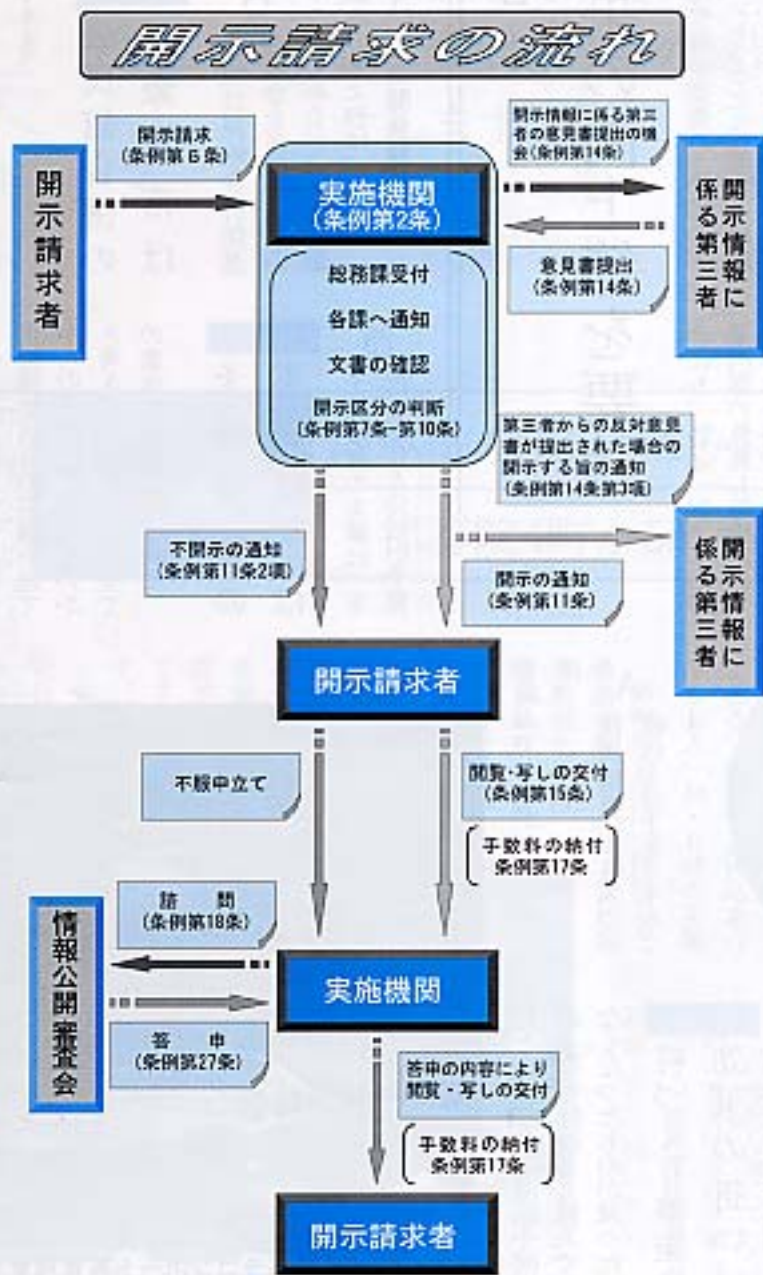
今回制定された情報公開条例の目的は、町民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利について定められ、本町が保有する情報の一層の公開を図り、町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の町政に対する

理解と信頼を確保し、町民参加による公正で開かれた町政の推進に資することを目的としています。

条例の施行日は、本年10月1日となっております。適用される公文書は、本年4月1日以降に作成し、又は取得した公文書であります。

また、公文書の任意的開示として、平成13年度以前の公文書も開示請求できるようになっていきますが、この場合、実施機関（町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）は、条例の趣旨を尊重し、開示請求に応じるよう努めるものとされています。

開示請求の流れは左図のとおりであります。公文書の開示については、開示できるもの、不開示（個人情報等の記録等）となるものがあります。また、開示決定等については行政不服審査法による不服申立てができます。この場合、実施機関は情報公開審査会に諮問し、答申を受けることになっていきます。



人づくり基金条例の一部改正

人づくり基金条例の一部改正は、これまでの定額基金（約4千万円）の利子運用から、取り崩し型の基金に改正されたものです。これを受けて、人づくり基金事業の要綱の全部改正が行われ制度の利活用の充実が図られることになりました。

主な内容は、町民、児童生徒の国内・国外への交流活動等が新たに制度化され、当初予算では150万円が計上されています。

保育所設置条例の一部改正

町立保育所設置条例の一部改正は、紫尾保育所を廃止するために改正されたものです。

このため、4月1日からは社会福祉法人「旭保育園」へ民間委託され、「しび保育園」として開園されています。

13年度補正

イントラネット事業に1億2千万円

一般会計総額 35億8千万円

平成13年度一般会計補正予算（第9・10号）を審議した結果、原案のとおり可決しました。第9号補正は、歳入歳出それぞれ1億9005万円を追加、第10号補正は、それぞれ4342万7千円を減額し、予算の総額は35億8393万3千円となりました。補正の主なものは、地域イントラネット基盤施設整備事業、老人保健施設特別会計繰入金、財政調整基金積立金

等です。

なお、繰越明許費（13年度内に支出を終わらない見込みのある事業を、翌年度に繰り越して使用することができるとして、地域イントラネット基盤施設整備事業や上下大連線道路改良工事ほか2事業が定められました。

地域イントラネット基盤施設整備事業とは

役場（各部署）からの最新の行政情報の提供に開し、イントラネットを利用した町内21箇所に整備する端末等で双方向の情報交流が行えるなど、住民が情報を簡単に得ることができるようになる事業です。

保育所間の格差は

4月から民営化となるしび保育園の遊具施設・備品整備として予算を計上してありますが、今後公立保育所と民間保育所との施設の格差は広がらないか。

A 住民課長 現在ある備品等でも足りないということでもないため、財政的な面を踏まえ1、2年は現在のものに対応していくよう理解をお願いしている。

A 住民課長 当初は90%助成という説明をしていましたが、見積り金額は定価で出ており、入札を行えば90%程度で購入できるのではないかと考えている。実質的には予算の範囲内で、全額助成を行うことになる。

今後の施設維持管理は

今後、しび保育園の施設の備品管理・施設管理はどのようにしていくのか。

A 住民課長 施設は行政財産から普通財産へと



民間委託された「しび保育園」

イントラネットの周知は

地域イントラネット（地域情報通信）について、住民への周知・PRはどのように行うのか。

A 企画開発課長 補助金の決定を受けて、第三者も入っていたとき、どのような情報を提供するか、併せて利用できる場所も速い段階で検討し、住民への利用の促進を図っていく。

あじさい入浴券の減額は

現在利用率が24%で最終的に50%前後の利用を見込まれているが、利用が低いのはなぜか。

A 住民課長 70歳以上の方すべてに交付しているが、中には入院されている方や、在宅・寝たきりの方もいらつしやるので利用が少なくなっている。